

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

事業主（給与支払者）のみなさんへ

平成26年度から下北管内5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）では、法定要件に該当する事業主のみなさんのご理解とご協力の下、個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を実施しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税・県民税）を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

この制度は、①従業員が自分で金融機関等に出向いて納税する手間が省ける、②納め忘れがなくなる、③納付回数が年12回となっているため1回あたりの納付額の負担が減る、④所得税と異なり、税額計算は市町村が行うため各事業所での計算や年末調整を行う手間がかからない、といったメリットがあります。

まだ、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい仕組みや届出の様式などを各市町村、下北地域県民局県税部のホームページに掲載しています。どうぞご覧ください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 ☎22-8581 内線210、211
税務・国保部門 担当：竹内

国民健康保険税（2期）、後期高齢者医療保険料（2期）の納期は、

9月30日(火) です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。